



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



男性労働者の育児休業取得

政府は「2020年までに男性の育児休業取得率13%」を目標に掲げていましたが、目標達成ができていない状況です。厚生労働省が7月31日に発表した2019年度の男性の育児休業取得率は7.48%（2018年は6.16%）でした。一方で内閣府の調査によると、約5割程度の男性が育児休業を取得したいと考えているという調査結果も公表されています。国の取得率向上と労働者の意思のベクトルは同じ方向に向いているようにみえますが、実際はなかなか浸透していかないのが現状です。

今年度男性の育児休業を促進させるため、**両立支援等助成金（出生時両立支援コース）**が拡充・一部緩和されましたのでご紹介いたします。

両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給されます。

New!! ★個別支援加算の新設

対象男性労働者に対し、**育児休業取得前に個別面談など育児休業の取得を後押しする取組を行った場合に、加算が新設されました。**

	男性の育児休業取得	中小企業（）内は、生産性要件を満たした場合
①	1人目の育休取得	57万円（72万円）
	★個別支援加算	10万円（12万円）
②	2人目以降の育休取得	a 育休5日以上：14.25万円（18万円）
		b 育休14日以上：23.75万円（30万円）
		c 育休1か月以上：33.25万円（42万円）
	★個別支援加算	5万円（6万円）

【要件】

○男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りのために取組を行うこと

○男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること

（※育児休業期間が5～14日未満の場合は所定労働日が4日以上、育児休業期間が14日以上の場合には所定労働日が9日以上含まれていることが必要です。）

上記の育児休業の他に、**育児目的休暇の導入・利用**も助成対象となります。

男性が育児休業を取りやすい環境を作り出していくことは、ワークライフバランスの取れた職場となり、安定的な雇用につながります。新型コロナウイルス感染拡大で働き方が大きく見直されるこの時代、男女問わず働き甲斐のある職場、働きやすい職場とはどのような環境なのか一度ご検討ください。助成金含めご相談はぜひ弊社担当者へご連絡下さい。

林 健太郎

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

令和2年9月1日より標準報酬月額の等級区分について、現行の最高等級である31級（620,000円）の上に、さらに1等級、**32級（650,000円）**が加わります。

これにより、31級の被保険者が32級となることで、**労使双方で2,745円の負担が増えることとなります。**

改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主の方へ9月下旬以降、日本年金機構よりお知らせが届く予定です。

給与計算にも影響するので、忘れずにご確認をお願いいたします。

青木 貴子